

岩手県告示第 876 号

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 1 項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 18 年 9 月 1 日

岩手県知事 増 田 寛 也

病院、診療所又は薬局の名称	所在地
プラス薬局	岩手郡滝沢村滝沢字穴口 183 番 1 号
ユタカ薬局	大船渡市盛町字内ノ目 11 番地 20
特定医療法人弘慈会宮古第一病院	宮古市保久田 8 番 37 号
みどり薬局佐倉河店	奥州市水沢区佐倉河字西幅 102 番 2
オリーブ薬局	盛岡市本宮字小屋敷 524 番地 1
あべ整形外科医院	岩手郡滝沢村滝沢字菓子 1156 番地 22
薬局ポラリス	盛岡市青山二丁目 24 番 3 号
有限会社ミドリ薬局日詰店	紫波郡紫波町北日詰字八反田 55 番地 5 号